

# 平和台地区まちづくり計画

平成 13 年 8 月 10 日告示  
平成 20 年 6 月 16 日修正

私ども平和台の住民は、この平和台住宅地をより一層住み良い環境とする為に住民みんなで守っていくルールを定めています。

## 1. ひな壇状の地形によって必然的に守っているルール

- ① 建築物の階数は地上 2 階以下とし、且つ、建築物の最高の高さは現況地盤面（掘り込み構造物の部分を除く）から 8m 以下とし、ペントハウス等を設置してはならない。ここでいう「ペントハウス等」とは、2 階の屋上部分に出入りするための階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔等などを指す。ただし、通常は人が出入りしない屋窓、煙突で屋根又は建築物の最高の高さより突出しないもの、及び屋外階段の手すり（網状その他これに類する形状であるものに限る）で屋上の部分からの突出が 1.5m 以下のものについてはこの限りではない。
- ② 建築物の敷地と隣接地に高低差がある場合は、宅地造成時の石積み擁壁の勾配を維持するものとし、石積みの天端位置より外周境界方向の空間へ工作物を張り出したり、延長してはならない。防犯上やむを得ない工作物や、道路に面する部分はこの限りではない。
- ③ 建築物の地盤面は、住宅造成時に作られた地盤面より高くしてはならない。また、ガレージのための掘り込み構造物は可とするが、地盤面より構造物を高くしてはならない。ただし、住宅の基礎と同じ高さまでは可、それ以上の半地下は 1 階とみなす。
- ④ 建築物の外壁又はこれにかわる柱の面から擁壁天端及び法面上縁までの距離は 2m 以上とする。ただし、道路に面する部分はこの限りでない。
- ⑤ さく又はへいに関するルール
  - I. 美観を損なわないよう植栽をほどこす等して極力緑化に努めるものとする。
  - II. 建築物の敷地が隣接地より 1m50cm を超えて高い場合は、敷地内に設置するブロック塀の高さは 50cm 以下とする。

## 2. 建築物の用途に関するルール

- ① 店舗その他これらに類するもの及び下宿、寮、長屋等共同住宅を建築することはできない。
- ② 2 世帯住宅は建築できるが、2 戸 1 住宅は建築できない。
- ③ 建築物の用途は個人専用住宅のみとする。ただし、入院設備のない診療所兼用住宅についてはこの限りでない。
- ④ 携帯電話基地局のアンテナ（電波塔）の設置を禁止する。

## 3. 宅地に関するルール

- ① 建築物は本計画の告示日における 1 敷地に 1 棟 1 住宅とします。宅地造成時の区画を分割してはならない。ただし、分割後における各々の敷地面積が 150 m<sup>2</sup>以上となるように分割できる場合はこの限りでない。

以上

11 平和台地区 区域図

